

令和 8 年池田市条例第 2 3 号

池田市地域会館条例

(設置)

第 1 条 地域におけるコミュニティの活動及び交流の促進を図り、まちづくりのにぎわいを創出し、もって暮らしやすく、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現に寄与するため、本市に池田市地域会館（以下「会館」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 会館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
池田市立上池田会館	池田市上池田 1 丁目 9 番 1 9 号
池田市立城南会館	池田市城南 1 丁目 8 番 2 2 号
池田市立池田駅前北会館	池田市菅原町 3 番 1 ― 3 0 5 号
池田市立桃園会館	池田市桃園 1 丁目 9 番 1 2 号
池田市立桃園南会館	池田市桃園 2 丁目 2 番 5 号
池田市立姫室・室町会館	池田市姫室町 3 番 1 号
池田市立池田駅前南会館	池田市呉服町 1 番 1 ― 2 1 1 号
池田市立呉服会館	池田市呉服町 1 1 番 1 号
池田市立宇保会館	池田市宇保町 5 番 1 7 号
池田市立神田北会館	池田市神田 1 丁目 2 8 番 2 7 号
池田市立脇塚会館	池田市神田 2 丁目 1 8 番 3 2 号
池田市立早苗の森会館	池田市神田 4 丁目 7 番 2 号
池田市立宮之原会館	池田市神田 4 丁目 1 0 番 1 0 号

【参考】

池田市立住吉会館	池田市住吉 2 丁目 3 番 2 4 号
池田市立空港会館	池田市空港 1 丁目 1 1 番 4 号
池田市立豊島北会館	池田市豊島北 1 丁目 7 番 1 7 号
池田市立石橋北会館	池田市石橋 2 丁目 4 番 1 6 号
池田市立石橋会館	池田市石橋 4 丁目 6 番 2 号
池田市立井口堂北会館	池田市井口堂 1 丁目 6 番 4 号
池田市立鉢塚会館	池田市鉢塚 2 丁目 8 番 5 号
池田市立秦野会館	池田市旭丘 1 丁目 9 番 G—1 0 1 号
池田市立荘園会館	池田市荘園 1 丁目 7 番 1 3 号
池田市立渋谷会館	池田市渋谷 3 丁目 3 番 1 8 号
池田市立五月丘会館	池田市五月丘 2 丁目 4 番 1 号
池田市立南畑会館	池田市畑 1 丁目 7 番 4 号
池田市立伏尾台西会館	池田市伏尾台 1 丁目 1 8 8 番地
池田市立伏尾台中央会館	池田市伏尾台 3 丁目 4 番地の 3

（開館時間及び休館日）

第 3 条 会館の開館時間及び休館日は、規則で定める。

（指定管理者による管理）

第 4 条 会館（池田市立桃園南会館及び池田市立脇塚会館（以下これらを「直営会館」という。）を除く。次条、第 9 条第 2 項及び第 1 0 条第 4 号において同じ。）の管理は、法人その他の団体であって地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定に基づき、市が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせる。

（指定管理者が行う業務）

第 5 条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 別表第 1 から別表第 4 までに掲げる会館の施設（附則第 5 項を除き、以

下「施設」という。)の使用の許可に関する業務

(2) 会館の管理に関する業務

(指定管理者の指定の申請)

第6条 第4条の規定による指定を受けようとするものは、事業計画書その他市長が必要と認める書類を市長に提出しなければならない。

(指定管理者の指定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、同条の規定により提出された書類を審査した上で指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定しなければならない。

(指定の取消し等に係る賠償)

第8条 地方自治法第244条の2第11項の規定に基づき、指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命じた場合において、指定管理者に損害が生じて、市は、その賠償の責めを負わない。

(使用の許可)

第9条 施設を使用しようとするものは、規則で定めるところにより指定管理者に申請し、許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、前項の許可に当たり会館の管理上必要があると認めるときは、その使用について条件を付することができる。

(使用の制限)

第10条 指定管理者は、施設の使用が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その使用を許可しない。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。

(2) 建物、附属設備又は備品を毀損し、汚損し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。

(3) 池田市暴力団の排除に関する条例（平成23年池田市条例第20号）第

【参考】

2 条第 1 号に規定する暴力団の利益になると認めるとき。

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、会館の管理上支障があると認めるとき。

(使用料)

第 1 1 条 施設の使用の許可を受けたもの（以下「使用者」という。）は、別表第 1 から別表第 4 までに定める使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認める場合は、前納によらないで納付することができる。

2 市長は、規則で定めるところにより、使用料を減免することができる。

(使用料の不還付)

第 1 2 条 納付された使用料は、還付しない。ただし、市長は、特別な事由があると認めるときは、規則で定めるところにより、当該使用料の全部又は一部を還付することができる。

(使用の許可の取消し等)

第 1 3 条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用者に対し、施設の使用の許可を取り消し、その使用を制限し、若しくは中止させ、又は退去を命ずることができる。

(1) 使用者がこの条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

(2) 使用者が第 9 条第 2 項の規定により付した条件に違反したとき。

(3) 使用者が虚偽その他不正の手段により使用の許可を受けたとき。

(4) 施設の使用が第 1 0 条各号のいずれかに該当したとき。

(5) 災害その他不可抗力により管理上緊急やむを得ない事由が発生したとき。

2 前項の規定により使用の許可を取り消し、使用を制限し、若しくは中止させ、又は退去を命じた場合において、使用者に損害が生じても、市及び指定管理者は、その賠償の責めを負わない。

(使用の権利の譲渡等の禁止)

第 1 4 条 使用者は、施設の使用の権利を他に譲渡し、又は使用の許可を受け

た施設を他人に使用させてはならない。

（特別の設備の設置等）

第15条 使用者は、施設の使用に当たり、特別の設備を設置し、又は備付けの器具以外の器具を搬入しようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

（原状回復の義務）

第16条 使用者は、施設の使用が終わったとき又は第13条第1項の規定により使用の許可を取り消され、使用を制限され、若しくは中止させられ、又は退去を命ぜられたときは、直ちに施設その他附属設備等を原状に回復しなければならない。ただし、災害その他特別な理由により直ちに原状に回復することが困難な場合は、この限りでない。

2 使用者が前項の規定による義務を履行しないときは、指定管理者においてこれを執行し、その費用を使用者から徴収する。

（損害賠償の義務）

第17条 建物、附属設備若しくは備品を毀損し、若しくは滅失し、若しくは施設の使用の許可の期限が満了しても使用を終えず、又は第15条の規定により設置した特別の設備若しくは搬入した備付けの器具以外の器具を撤去しないことにより、市に損害を与えたものは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、特別な理由があると認めるときは、賠償を免除することができる。

（直営会館への準用）

第18条 第9条から第11条まで及び第13条から前条までの規定は、直営会館について準用する。この場合において、第9条第1項中「施設」とあるのは「別表第1に掲げる直営会館の施設（以下「施設」という。）」と、同条、第10条、第13条第1項、第15条及び第16条第2項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第9条第2項及び第10条第4号中「会館」と

【参考】

あるのは「直営会館」と、第11条第1項中「別表第1から別表第4までに」とあるのは「別表第1に」と、第13条第1項第2号中「第9条第2項」とあるのは「第18条において読み替えて準用する第9条第2項」と、同項第4号中「第10条各号」とあるのは「第18条において読み替えて準用する第10条各号」と、同条第2項中「市及び指定管理者」とあるのは「市」と、第16条第1項中「第13条第1項」とあるのは「第18条において読み替えて準用する第13条第1項」と、前条中「第15条」とあるのは「次条において読み替えて準用する第15条」と読み替えるものとする。

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。ただし、附則第3項から第5項までの規定は、公布の日から施行する。

(池田市立コミュニティセンター条例及び池田市立石橋会館条例の廃止)

- 2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 池田市立コミュニティセンター条例（昭和52年池田市条例第27号）

(2) 池田市立石橋会館条例（平成30年池田市条例第39号）

(準備行為)

- 3 指定管理者の指定の手續その他の行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、第6条から第8条までの規定の例により行うことができる。
- 4 施設の使用に係る行為は、施行日前においても、第9条から第15条までの規定の例により行うことができる。この場合において、第9条、第10条、第13条第1項及び第15条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第1

【参考】

3 条第 2 項中「市及び指定管理者」とあるのは「市」と、第 1 4 条中「譲渡し、又は使用の許可を受けた施設を他人に使用させて」とあるのは「譲渡して」と読み替えるものとする。

- 5 別表第 1 に掲げる直営会館の施設の使用に係る行為は、施行日前においても、第 1 2 条並びに第 1 8 条において読み替えて準用する第 9 条から第 1 1 条まで及び第 1 3 条から第 1 5 条までの規定の例により行うことができる。

（議会の議決に付すべき公の施設の廃止又は長期かつ独占的な利用に関する条例の一部改正）

- 6 議会の議決に付すべき公の施設の廃止又は長期かつ独占的な利用に関する条例（昭和 3 9 年池田市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 2 1 号を削り、第 2 2 号を第 2 1 号とし、第 2 3 号から第 3 4 号までを 1 号ずつ繰り上げ、第 3 5 号を削り、第 3 6 号を第 3 4 号とし、第 3 7 号を第 3 5 号とし、第 3 8 号を第 3 6 号とし、同条に次の 1 号を加える。

（37）地域会館

（池田市立多世代交流センター条例の一部改正）

- 7 池田市立多世代交流センター条例（令和 8 年池田市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

附則第 5 項のうち議会の議決に付すべき公の施設の廃止又は長期かつ独占的な利用に関する条例第 2 条に 1 号を加える改正規定中「(39)」を「(38)」に改める。

附則第 6 項のうち池田市暴力団の排除に関する条例別表中 2 3 の項を 2 4 の項とし、4 の項から 2 2 の項までを 1 項ずつ繰り下げ、3 の項の次に次のように加える改正規定中「2 3 の項を 2 4 の項」を「2 2 の項を 2 3 の項」に、「2 2 の項まで」を「2 1 の項まで」に改める。

（共同利用施設条例の一部改正）

- 8 共同利用施設条例（昭和 4 4 年池田市条例第 1 8 号）の一部を次のように

改正する。

第 1 条第 2 項の表を次のように改める。

名称	所在地
共同利用施設池田市立北神田会館	池田市神田 2 丁目 2 1 番 2 8 号
共同利用施設池田市立神田会館	池田市神田 3 丁目 5 番 1 6 号
共同利用施設池田市立河原島会館	池田市神田 3 丁目 5 番 2 1 号
共同利用施設池田市立中之嶋会館	池田市神田 3 丁目 8 番 1 2 号
共同利用施設池田市立豊島南会館	池田市豊島南 1 丁目 8 番 5 号

第 4 条中「（共同利用施設池田市立脇塚会館及び共同利用施設池田市立桃園南会館（以下「直営施設」という。）を除く。）」を削る。

第 5 条中「（直営施設にあつては、市長。第 1 0 条及び第 1 1 条において同じ。）」を削る。

第 1 0 条中「共同利用施設」の次に「（共同利用施設池田市立神田会館及び共同利用施設池田市立豊島南会館の学習室を除く。）」を加える。

（共同利用施設の目的外使用に関する使用料条例の一部改正）

9 共同利用施設の目的外使用に関する使用料条例（昭和 6 0 年池田市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 2 条関係）

共同利用施設目的外使用料

時間区分		午前①・午前②	午後①・午後②・ 午後③・午後④
施設名及び室名			
共同利用施設 池田市立北神 田会館、共同 利用施設池田 市立河原島会 館及び共同利	小会議室	3 0 0 円	4 5 0 円
	休養室	3 5 0 円	4 5 0 円

【参考】

用施設池田市 立中之嶋会館			
共同利用施設 池田市立神田 会館	保育室	4 0 0 円	5 5 0 円
	大集会室	8 0 0 円	1 , 0 5 0 円
	大集会室（半 分）	4 0 0 円	5 2 5 円
	休養室	5 0 0 円	7 0 0 円
共同利用施設 池田市立豊島 南会館	保育室	4 0 0 円	5 5 0 円
	大集会室	1 , 2 0 0 円	1 , 6 0 0 円
	大集会室（半 分）	6 0 0 円	8 0 0 円
	小会議室	3 0 0 円	4 5 0 円
	休養室	5 0 0 円	7 0 0 円
	料理実習室	3 0 0 円	4 0 0 円

備考

- 1 時間区分は、次のとおりとする。
 - (1) 午前① 午前 9 時から午前 1 0 時 3 0 分まで
 - (2) 午前② 午前 1 0 時 3 0 分から正午まで
 - (3) 午後① 午後 1 時から午後 3 時まで
 - (4) 午後② 午後 3 時から午後 5 時まで
 - (5) 午後③ 午後 6 時から午後 8 時まで
 - (6) 午後④ 午後 8 時から午後 1 0 時まで
- 2 使用者が市民（池田市みんなでつくるまちの基本条例（平成 1 7 年池田市条例第 2 1 号）第 2 条第 2 号に規定する市民をいう。以下同じ。）以外のものの場合（備考 4 に規定する場合を除く。）の使用料の額は、上表に掲げる額の 1 . 5 倍の額とする。
- 3 入場料その他これに類する対価を徴収する場合（備考 4 に規定する場合を除く。）の使用料の額は、上表に掲げる額の 2 倍の額とする。
- 4 使用者が市民以外のものの場合で、入場料その他これに類する対価

【参考】

を徴収するときの使用料の額は、上表に掲げる額の3倍の額とする。

(池田市暴力団の排除に関する条例の一部改正)

10 池田市暴力団の排除に関する条例の一部を次のように改正する。

別表5の項中「池田市立コミュニティセンター条例（昭和52年池田市条例第27号）」を「池田市地域会館条例（令和8年池田市条例第 号）」に改め、同表中22の項を削り、23の項を22の項とする。

別表第1（第5条、第11条関係）

会館（池田市立池田駅前北会館、池田市立池田駅前南会館、池田市立石橋会館、池田市立伏尾台西会館及び池田市立伏尾台中央会館を除く。）の使用料の料金区分

施設名 会館名	保育室	大集会室	大集会室 (半分)	小集会室	休養室	料理実習 室
池田市立上池田会館	ア	ウ	オ	キ	コ	サ
池田市立城南会館	ア	ウ	オ	キ	コ	—
池田市立桃園会館	イ	エ	カ	—	ケ	シ
池田市立桃園南会館	ア	—	—	—	ケ	—
池田市立姫室・室町会館	イ	エ	カ	—	コ	シ
池田市立呉服会館	イ	ウ	オ	ク	ケ	シ
池田市立宇保会館	ア	エ	カ	—	コ	シ
池田市立神田北会館	ア	エ	カ	ク	ケ	—
池田市立脇塚会館	ア	ウ	オ	—	ケ	シ
池田市立早苗の森会館	ア	エ	カ	—	コ	シ
池田市立宮之原会館	—	—	—	ク	ケ	—
池田市立住吉会館	ア	エ	カ	キ	コ	シ
池田市立空港会館	イ	エ	カ	—	コ	サ
池田市立豊島北会館	イ	ウ	オ	キ	ケ	—
池田市立石橋北会館	ア	エ	カ	—	ケ	シ
池田市立井口堂北会館	ア	ウ	オ	キ	ケ	サ
池田市立鉢塚会館	ア	エ	カ	—	ケ	シ

【参考】

池田市立秦野会館	イ	ウ	オ	キ	ケ	—
池田市立荘園会館	ア	ウ	オ	—	ケ	—
池田市立渋谷会館	イ	エ	カ	—	ケ	シ
池田市立五月丘会館	ア	エ	カ	—	ケ	シ
池田市立南畑会館	ア	ウ	オ	キ	コ	シ

備考 上表に掲げる使用料の料金区分に適用する使用料の額については、付表に定めるとおりとする。

付表

料金区分に係る使用料の額

時間区分 施設名及び料金区分		午前①・午前②	午後①・午後②・ 午後③・午後④
保育室	ア	250円	350円
	イ	400円	550円
大集会室	ウ	800円	1,050円
	エ	1,200円	1,600円
大集会室（半分）	オ	400円	525円
	カ	600円	800円
小集会室	キ	200円	300円
	ク	300円	450円
休養室	ケ	350円	450円
	コ	500円	700円
料理実習室	サ	300円	400円
	シ	450円	600円

備考

1 時間区分は、次のとおりとする。

- (1) 午前① 午前9時から午前10時30分まで
- (2) 午前② 午前10時30分から正午まで
- (3) 午後① 午後1時から午後3時まで

【参考】

(4) 午後② 午後 3 時から午後 5 時まで

(5) 午後③ 午後 6 時から午後 8 時まで

(6) 午後④ 午後 8 時から午後 10 時まで

2 使用者が市民（池田市みんなでつくるまちの基本条例（平成 17 年池田市条例第 21 号）第 2 条第 2 号に規定する市民をいう。以下同じ。）以外のものの場合（備考 4 に規定する場合を除く。）の使用料の額は、上表に掲げる額の 1.5 倍の額とする。

3 入場料その他これに類する対価を徴収する場合（備考 4 に規定する場合を除く。）の使用料の額は、上表に掲げる額の 2 倍の額とする。

4 使用者が市民以外のものの場合で、入場料その他これに類する対価を徴収するときの使用料の額は、上表に掲げる額の 3 倍の額とする。

別表第 2（第 5 条、第 11 条関係）

池田市立池田駅前北会館及び池田市立池田駅前南会館の使用料

時間区分 会館名及び施設名		午前①・午前②	午後①・午後②・ 午後③・午後④
池田市立池田駅前北会館	1 号室	4 5 0 円	5 5 0 円
	2 号室	5 5 0 円	7 5 0 円
	3 号室	6 0 0 円	8 5 0 円
	4 号室	7 0 0 円	9 5 0 円
	5 号室	1, 5 0 0 円	2, 0 0 0 円
	5 号室（半分）	7 5 0 円	1, 0 0 0 円
池田市立池田駅前南会館	1 号室	6 0 0 円	8 0 0 円
	2 号室	6 5 0 円	8 5 0 円
	3 号室	4 5 0 円	6 0 0 円
	4 号室	2, 1 0 0 円	2, 8 5 0 円
	4 号室（半分）	1, 0 5 0 円	1, 4 2 5 円

備考 別表第 1 付表備考の規定は、この表についても適用する。

別表第 3（第 5 条、第 1 1 条関係）

池田市立石橋会館の使用料

施設名 \ 時間区分	午前①・午前②	午後①・午後②・午後③・午後④
和室	6 0 0 円	8 0 0 円
大集会室	1 , 2 0 0 円	1 , 6 0 0 円
大集会室（半分）	6 0 0 円	8 0 0 円
小集会室	3 0 0 円	4 0 0 円
多目的ホール	6 0 0 円	8 0 0 円
調理室	4 5 0 円	6 0 0 円

備考

1 時間区分は、次のとおりとする。

(1) 午前① 午前 9 時から午前 1 0 時 3 0 分まで

(2) 午前② 午前 1 0 時 3 0 分から正午まで

(3) 午後① 午後 1 時から午後 3 時まで

(4) 午後② 午後 3 時から午後 5 時まで

(5) 午後③ 午後 5 時から午後 7 時まで

(6) 午後④ 午後 7 時から午後 9 時まで

2 別表第 1 付表備考第 2 項から第 4 項までの規定は、この表についても適用する。

別表第 4（第 5 条、第 1 1 条関係）

池田市立伏尾台西会館及び池田市立伏尾台中央会館の使用料

施設名 \ 時間区分		午前①・午前②	午後①・午後②・午後③・午後④
池田市立伏尾台西会館	集会室	6 0 0 円	8 0 0 円
	会議室	3 0 0 円	4 0 0 円
	和室	3 0 0 円	4 0 0 円
池田市立伏尾	文庫室・会議室	3 5 0 円	5 0 0 円

【参考】

台中央会館	和室 1	1 5 0 円	2 0 0 円
	和室 2	2 0 0 円	3 0 0 円
	小会議室	1 5 0 円	2 0 0 円
	大集会室	1 , 0 0 0 円	1 , 3 0 0 円
	大集会室（半分）	5 0 0 円	6 5 0 円
	料理実習室	3 5 0 円	5 0 0 円

備考 別表第 1 付表備考の規定は、この表についても適用する。